

見附市空き家等の適正管理に関する条例（案）に寄せられた意見と市の考え方

令和6年7月1日から7月30日までの間、「見附市空き家等の適正管理に関する条例（案）」のパブリックコメントを行い、1人1件のご意見が寄せられましたので、その内容とそれに対する市の考え方をお知らせします。ご意見をいただきまして大変ありがとうございました。

| No. | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>改正（案）第2条（定義）の部分において、</p> <p>（4）市民等：市内に在住、滞在、通勤又は通学する者、市内の自治組織及び市民活動団体並びに市内に事務所を有する法人その他団体をいう。</p> <p>（5）所有者等：所有者、占有者、相続人その他の当該空家等を管理すべき者をいう。</p> <p>（6）関係機関：国及び県の機関、警察署その他の関係機関をいう。</p> <p>の3つは下記理由により適切でないと考える。</p> <p>①この部分は、柏崎市の同趣旨の条例を参酌したと思料するが、「市内の自治組織」「市民活動団体」「市内に事務所を有する法人その他団体」は、具体的に何を指すのか曖昧である。</p> <p>②関係機関の定義そのものに、「その他の関係機関」と入れるのは、同義反復である。</p> | <p>頂いた意見を踏まえ第2条（6）については下記の通り修正いたします。</p> <p>「（6）関係機関：国及び県の機関、警察署その他の関係機関をいう。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「（6）関係機関：国及び県の機関、市の区域を所管する警察署をいう。」</p> <p>（4）については広く協力を求めていく対象として位置付けていることからさらなる定義の追加は行いませんが、当市として想定しているものは以下の通りとなります。</p> <p>「市内の自治組織」：自治会や町内会、地域コミュニティを想定しています。</p> <p>「市民活動団体」：市内で活動するボランティア団体や非営利団体、公益的な活動をする団体を想定しています。</p> <p>「市内に事務所を有する法人その他団体」：市内に本社、支社、支店、営業所等の活動拠点を有する企業を想定しています。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>他の条例を参酌するのであれば、先進例である「京都市空家等の活用適正管理等に関する条例」は、下記のように定義がきちんと整理されているので、下記を参考に書き改めてはどうか。</p> <p>(以下、京都市条例より引用)</p> <p>(6) 地域コミュニティ:本市の区域内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。</p> <p>(8) 自治組織:自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体をいう。(9) 所有者等:所有者又は管理者をいう。</p> <p>(10) 事業者:本市の区域内において不動産業、建設業その他の空家等の活用等と関連する事業を営む者をいう。</p> <p>(11) 市民等:市民及び本市の区域内に存する建築物の所有者等をいう。ただし、空家の所有者等を除く。</p> <p>(12) 市民活動団体等:地域コミュニティの活性化又はまちづくりの活動の促進に関わる市民活動団体(ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。)その他の団体をいう。</p> | |
|--|--|--|